

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における
公的研究費の適正な使用に関する行動規範

平成 27 年 4 月 1 日策定

この行動規範は、鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費による研究活動を行う上で、研究活動を行う研究者並びに研究活動を支援する者（以下「教職員」という。）に対する取り組みについて示すものである。本学の教職員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 教職員は、研究の遂行、研究費の使用にあたり、関連の法令、通知及び本学の諸規則を遵守しなければならない。
- 2 教職員は、公的研究費の公共性を常に自覚し、行動しなければならない。
- 3 公的研究費を取り扱う教職員は、コンプライアンス教育を受講し、公的研究費の適正な使用に関する誓約書を学長に提出するものとする。
- 4 教職員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
- 5 教職員は、自らの業務を適正に遂行しなければならない。また、社会の疑惑や不信を招くような行為を未然に防止する方策を取り、社会からの信頼に応えなければならない。
- 6 教職員は、研究費の不正使用が行われた場合はその是正に努めなければならない。また、不正使用及びその恐れがあることを知った教職員は、速やかに通報窓口に通報しなければならない。
- 7 公的研究費の不正使用に関する調査が行われた場合は、教職員は調査に協力しなければならない。
- 8 本学の公的研究費調査委員会によって、公的研究費の不正使用が認定され、教職員の関与が認定された場合、本学は該当教職員に対し、学校法人鎌倉女子大学『就業規則』に則り、処分を行う。